

### 第3回尼崎市議会定例会市長提出予定案件

#### 1 議案の数及び名称

##### (1) 議案の数

種 別	予 算	条 例	その他	計
件 数	3	12	7	22

##### (2) 議案の名称

###### < 予算 >

- 議案第 89号 平成29年度尼崎市一般会計補正予算(第4号)  
議案第 90号 平成29年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第1号)  
議案第 91号 平成29年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費補正予算(第1号)

###### < 条例 >

- 議案第 92号 尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について  
議案第 93号 尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 94号 尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会条例について  
議案第 95号 尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例について  
議案第 96号 尼崎市手話言語条例について  
議案第 97号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 98号 尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第 99号 尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第100号 尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第101号 尼崎市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正

	する条例について
議案第102号	尼崎市水路管理条例の一部を改正する条例について
議案第103号	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について
<その他>	
議案第104号	尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画の策定について
議案第105号	市有地の売払いについて
議案第106号	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）
議案第107号	訴えの提起について（土地明渡し等請求事件）
議案第108号	指定管理者の指定について（阪神尼崎駅前駐車場）
議案第109号	市道路線の認定、変更及び廃止について
議案第110号	工事請負契約の変更について（港橋耐震補強（その1）工事）

## 2 その他の報告

### (1) 議会の指定に基づく専決処分

- ・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故            2件            174,976円

### (2) 尼崎市国民保護計画の変更について

## 3 追加提出予定案件

### <人事>

- ・ 尼崎市公平委員会の委員の選任

第3回尼崎市議会定例会

# 議案説明資料



&lt;平成29年12月定例会&gt;

種 別	予算	番 号	議案第89号	所 管	各事業所管課	
件 名	平成29年度尼崎市一般会計補正予算(第4号)					
内 容						
1	補正予算の規模 (単位:千円)					
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額			
	202,443,220	584,916	203,028,136			
2	歳入歳出補正予算額 (単位:千円)					
	歳 入		歳 出			
	款	補正予算額	款	補正予算額		
	国庫支出金	13,826	総務費	576,901		
	財産収入	567,581	民生費	8,015		
	繰越金	3,509				
	合 計	584,916	合 計	584,916		
3	繰越明許費 追加 (単位:千円)					
	款	項	事業名	金額		
	総務費	総務管理費	あまがさき・ひと咲きプラザ整備事業	72,700		
4	債務負担行為 追加 (単位:千円)					
	事 項		期 間	限 度 額		
	保育環境改善事業		平成30年度	376,502		
	市営住宅建替事業		平成32年度	2,577,000		
	変更 (単位:千円)					
	事 項		補 正 前		補 正 後	
			期 間	限度額	期 間	限度額
	支所施設整備事業		平成30年度	157,800	平成31年度	229,800
	給食調理業務委託関係事業		平成30年度	206,200	平成30年度	233,200

## 5 補正予算の内容

不動産売払収入の増に伴い減債基金積立金を増額するほか、障害者総合支援法の改正に伴うシステム改修を行う。費目別事業概要は別紙のとおり。

## 費目別事業概要

<b>総務費</b>	<b>576,901 千円</b>
減債基金積立金 不動産売払収入の増額分を減債基金に積み立てる。	567,581 千円
戸籍住民基本台帳事務等関係事業費 住民票等への旧姓併記対応に係るシステム改修を行う。	9,320 千円
<b>民生費</b>	<b>8,015 千円</b>
障害者福祉総合システム運用事業費 障害者総合支援法の改正および社会保障・税番号制度に係る情報連携項目の変更に伴いシステム改修を行う。	6,649 千円
児童扶養手当給付関係事業費 社会保障・税番号制度に係る情報連携項目の変更に伴いシステム改修を行う。	908 千円
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計繰出金 社会保障・税番号制度に係る情報連携項目の変更に伴うシステム改修を行うための経費を母子父子寡婦福祉資金貸付事業費会計へ繰り出す。	458 千円



## &lt; 平成 2 9 年 1 2 月定例会 &gt;

種 別	予 算	番 号	議案第 9 0 号	所 管	国保年金課
件 名	平成 2 9 年度尼崎市特別会計国民健康保険事業費補正予算 ( 第 1 号 )				
内 容					
1	補正予算の規模 ( 単位 : 千円 )				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	62,767,079	12,230	62,779,309		
2	歳入歳出補正予算額 ( 単位 : 千円 )				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	繰越金	12,230	諸支出金	12,230	
	合 計	12,230	合 計	12,230	
3	債務負担行為 追加 ( 単位 : 千円 )				
	事 項	期 間	限 度 額		
	国民健康保険システム整備事業	平成 39 年度	49,663		
4	補正予算の内容				
	(1) 諸支出金				
	・ 一般被保険者保険料過誤納金還付金	12,230 千円			
	一般被保険者の過誤納となった保険料の還付を行う。				



## &lt; 平成 29 年 1 2 月定例会 &gt;

種 別	予 算	番 号	議案第 9 1 号	所 管	こども家庭支援課
件 名	平成 29 年度尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費補正予算 ( 第 1 号 )				
内 容					
1 補正予算の規模					
( 単位 : 千円 )					
現在予算額		補正予算額		補正後予算額	
26,880		458		27,338	
2 歳入歳出補正予算額					
( 単位 : 千円 )					
歳 入			歳 出		
款	補正予算額		款	補正予算額	
繰入金	458		貸付事業費	458	
合 計	458		合 計	458	
3 補正予算の内容					
(1) 貸付事業費					
・ 母子父子寡婦貸付システム運用事業費				458千円	
社会保障・税番号制度に係る情報連携項目の変更に伴いシステム改修を行う。					



&lt; 平成 2 9 年 1 2 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 9 2 号	所 管	行政管理課
件 名	尼崎市職員定数条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 尼崎市保健福祉センターの設置に合わせた体制の整備として、職員定数の増員等を行うもの。				
2	主な改正内容 第 2 条第 1 項の職員の定数を次の表のとおり改める。				
	部 局		改正後	現 行	増 減
	市長の事務部局の職員 [うち社会福祉法(昭和 2 6 年法律第 4 5 号) 第 1 4 条第 1 項に規定する福祉に関する事務 所の職員]		2,019 [213]	2,019 [174]	0 [39]
3	職員定数増(+ 3 9 )の主な内訳				
	社会福祉法第 1 4 条第 1 項に 規定する福祉に関する事務所 の職員(+ 3 9 )		保健福祉センターの設置に伴う、 ・管理部門の体制強化 ・福祉事務所機能の充実 など		
4	施行期日 平成 3 0 年 1 月 1 日				

尼崎市職員定数条例

改正後	現 行
<p>( 職員の定数 )</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 2 , 0 1 9 人              うち <u>社会福祉法 ( 昭和 2 6 年法律第 4 5 号 ) 第 1 4 条第 1 項に規定する福祉に関する事務所の職員</u> 2 1 3 人</p> <p>(2) ~ (11) 略</p> <p>2 ~ 4 略</p>	<p>( 職員の定数 )</p> <p>第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 2 , 0 1 9 人              うち <u>尼崎市福祉事務所の職員</u> 1 7 4 人</p> <p>(2) ~ (11) 略</p> <p>2 ~ 4 略</p>

&lt;平成29年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第93号	所 管	学校運営課
件 名	尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>わかば西小学校及び小田中学校について、現在建設中の新校舎の完成に併せて、それぞれの新校舎建設の位置に移転するため、規定整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) わかば西小学校の位置を「尼崎市道意町6丁目6番地の3」から「尼崎市武庫川町1丁目25番地」に改める。</p> <p>(2) 小田中学校の位置を「尼崎市西川1丁目11番1号」から「尼崎市長洲中通1丁目10番1号」に改める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>					

尼崎市立小学校、尼崎市立中学校及び尼崎市立特別支援学校の設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表第 1		別表第 1	
名 称	位 置	名 称	位 置
尼崎市立わかば西小 学校	尼崎市武庫川町 1 丁 目 2 5 番地	尼崎市立わかば西小 学校	尼崎市道意町 6 丁目 6 番地の 3
別表第 2		別表第 2	
名 称	位 置	名 称	位 置
尼崎市立小田中学校	尼崎市長洲中通 1 丁 目 1 0 番 1 号	尼崎市立小田中学校	尼崎市西川 1 丁目 1 1 番 1 号

&lt;平成29年12月議会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第94号	所 管	学校保健課
件 名	尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>琴ノ浦高等学校において、給食の実施にあたり、必要な業務を適正に履行できる給食事業者の選定を行う必要があり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会を設置するため、条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条)</p> <p>琴ノ浦高等学校における給食の実施に必要な調理、配送等の業務の委託契約の相手方となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、教育委員会の付属機関として、尼崎市立琴ノ浦高等学校給食事業者選定委員会を置く。</p> <p>(2) 組織(第2条)</p> <p>ア 委員会は、委員7人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(ア) 学識経験者</p> <p>(イ) 生徒の保護者の代表者</p> <p>(ウ) 校長</p> <p>(エ) 事務長</p> <p>ウ 委員は、給食事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				



&lt;平成29年12月議会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第95号	所 管	中学校給食担当
件 名	尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会条例について				
内 容					
1	<p>制定理由</p> <p>市立中学校における弁当事業の実施にあたり、必要な業務を適正に履行できる事業者の選定を行う必要があり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会を設置するため、条例を制定する。</p>				
2	<p>主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条)</p> <p>市立中学校における弁当事業の実施に必要な調理、配送等の業務の委託契約の相手方となるべき事業者の選定に関する事項を調査審議させるため、教育委員会の付属機関として、尼崎市立中学校弁当事業者選定委員会を置く。</p> <p>(2) 組織(第2条)</p> <p>ア 委員会は、委員7人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(ア) 学識経験者</p> <p>(イ) 生徒の保護者の代表者</p> <p>(ウ) 校長</p> <p>ウ 委員は、弁当事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。</p>				
3	<p>施行期日</p> <p>公布の日</p>				



&lt;平成29年12月定例会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第96号	所 管	障害福祉政策担当
件 名	尼崎市手話言語条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>手話が言語であるとの理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることなくお互いを尊重し、理解して共に生きることができる社会の実現を目指すため、尼崎市手話言語条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 目的(第1条)</p> <p>手話及びろう者への理解並びに手話の普及(以下「手話に対する理解等」という。)の促進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、それらの促進に関する施策の基本的事項を定めることにより、各施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての市民等が共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 基本理念(第3条)</p> <p>ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならないこと、また、手話に対する理解等の促進は、ろう者の自立した日常生活及び地域における社会参加の機会を確保することにより、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合い、全ての市民及び事業者が共生することができる地域社会の実現を目指して行わなければならないことを定める。</p> <p>(3) 市、市民及び事業者の責務(第4条～第6条)</p> <p>基本理念にのっとり、市、市民及び事業者の責務を定める。</p> <p>(4) 施策の策定等(第7条)</p> <p>市の策定する施策に関する事項は、尼崎市障害者計画において定め、その実施状況等については、学識経験者、ろう者、手話通訳者及び市民等の意見を聴くこととする。</p> <p>(5) 手話及びろう者に対する理解を深めるための機会の確保等(第8条)</p> <p>市は、ろう者、手話通訳者及び市民等と協力して、手話に関する講習会を実施すること等により、手話及びろう者に対する理解を深めるための機会の確保するとともに、市職員が手話及びろう者に対する理解を深めるための研修を実施するよう努めるものとする。</p> <p>(6) 手話を使用した情報発信(第9条)</p> <p>市は、手話を使用して市政に関する情報を発信するよう努めることを定める。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					



&lt; 平成 2 9 年 1 2 月定例会 &gt;

種 別	条例	番 号	議案第 9 7 号	所 管	福祉医療課
件 名	尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由            所得税法等の一部を改正する等の法律(平成29年法律第4号)の制定により、所得税法中、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」とする文言整備が行われたため、本条例における所得税法からの引用部分についても、同様の文言整備を行うもの。</p> <p>2 改正内容            第3条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。</p> <p>3 施行期日            平成30年1月1日</p>					

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例

改正後	現 行
<p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 母子家庭の母等であって、母子家庭の母又は父子家庭の父及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父を扶養している者並びに第2条第7号エに掲げる者(当該者を扶養している者がある場合は、当該者)(以下これらを「母子家庭等の生計維持者」という。)がいずれも、次のいずれかに該当するもの ア 療養の給付等が行われた月の属する年の前年の所得の額(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第1項に規定する総所得金額等合計額から80,000円(同条第2項第1号、第2号、第4号又は第5号に規定する者にあつては、80,000円に、当該者の区分に応じ当該各号に掲げる額を加算した額)を控除した額をいう。)が190,000円(扶養親族等(所得税法第2条第1項第33号に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)を有する者にあつては、当該扶養親族等の数に応じ、規則で定める額を加算した額)未満である者 イ 略</p>	<p>(受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、本市に居住する者で次の各号に掲げるもののうち、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者又は社会保険による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であるものとする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 母子家庭の母等であって、母子家庭の母又は父子家庭の父及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父を扶養している者並びに第2条第7号エに掲げる者(当該者を扶養している者がある場合は、当該者)(以下これらを「母子家庭等の生計維持者」という。)がいずれも、次のいずれかに該当するもの ア 療養の給付等が行われた月の属する年の前年の所得の額(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第1項に規定する総所得金額等合計額から80,000円(同条第2項第1号、第2号、第4号又は第5号に規定する者にあつては、80,000円に、当該者の区分に応じ当該各号に掲げる額を加算した額)を控除した額をいう。)が190,000円(扶養親族等(所得税法第2条第1項第33号に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び同項第34号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。)を有する者にあつては、当該扶養親族等の数に応じ、規則で定める額を加算した額)未満である者 イ 略</p>

## &lt;平成29年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第98号	所 管	児童課
件 名	尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 わかば西児童ホームについて、現在建設中のわかば西小学校の新校舎の完成と併せて、当該新校舎建設の位置(旧西小学校の位置)に施設を整備し、移転するため、規定整備を行うもの。				
2	改正内容 わかば西児童ホームの位置を「尼崎市道意町6丁目6番地の3」から「尼崎市武庫川町1丁目25番地」に改める。				
3	施行期日 平成30年4月1日				

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例

改正後		現 行	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
尼崎市立わかば西児童ホーム	尼崎市武庫川町1丁目25番地	尼崎市立わかば西児童ホーム	尼崎市道意町6丁目6番地の3

&lt; 平成 29 年 12 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 99 号	所 管	都市計画課
件 名	尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>駐車施設の量の確保による道路交通の円滑化のため、国が定める標準的な基準に基づき、商業地域及び近隣商業地域内で一定規模を超える建築物の建築等をする場合には、その規模に応じて駐車施設の設置を義務付けている。</p> <p>その中で、国が定める標準的な基準が改正されており、本市においても車両保有台数が減少している実態や、今後の自動車交通需要の減少が予測される等、駐車施設を取り巻く状況が変化していることから、国の改正内容を考慮しつつ、土地の有効活用や安心して歩いて暮らせる都市環境の形成に資するよう、設置基準の見直しを行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 事務所の用途に供する部分の面積に対する設置台数の緩和</p> <p>対象となる建築物の用途のうち、事務所の用途に供する部分の面積に対する設置台数の基準を、現行の「200㎡につき1台」から「250㎡につき1台」に緩和する。</p> <p>(2) 面積基準の緩和</p> <p>対象となる建築物の面積基準について、現行の「1,000㎡」から「1,500㎡」に緩和する。ただし、非特定用途の部分に係る面積基準については、現行の基準を維持するため、面積算定に係る係数を現行の「3分の1」から「2分の1」に引き上げる。</p> <p>(3) 敷地外設置規定の緩和</p> <p>対象となる建築物の敷地外に駐車施設を設置する特例について、現行の限定的な要件から、「交通の安全及び円滑化」や「土地の有効な利用に資する」と認められる場合に認定するよう規定を緩和する。</p> <p>(4) 罰則規定等の見直し</p> <p>より適正な制度運用を行うため、罰金額の引上げを行うとともに、設置基準に違反する者に対する勧告及び措置命令の手続き等について所要の整備を行う。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成30年1月1日</p>					

尼崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

改正後				現 行			
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置) 第3条 商業地域又は近隣商業地域(以下「適用地域」という。)内において、<u>次表(あ)項に掲げる計算式により算出した面積</u>(以下「基準面積」という。)<u>が1,500平方メートルを超えることとなる建築物を新築しようとする者は、当該建築物の延べ面積を同表(い)項に掲げる延べ面積に区分し、それぞれの延べ面積をその区分に応ずる同表(う)項に掲げる面積で除して得た数値を合計したもの(以下「合計数値」という。)</u>(延べ面積が6,000平方メートル未満となる建築物にあっては、<u>合計数値に同表(え)項に掲げる計算式により算出した数値を乗じて得た数値</u>。以下「最低駐車台数」という。)<u>以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。</u></p>				<p>(用語の定義) 第2条 略</p> <p>(建築物の新築の場合の駐車施設の附置) 第3条 商業地域又は近隣商業地域(以下「適用地域」という。)内において、<u>次の表の(あ)項に掲げるところにより算定して得た面積</u>(以下「基準面積」という。)<u>が1,000平方メートルを超えることとなる建築物を新築しようとする者は、当該建築物の延べ面積を同表の(い)項に掲げる延べ面積に区分し、当該延べ面積を当該区分に応ずる同表の(う)項に掲げる面積で順次除して得た数値の合計数値(延べ面積が6,000平方メートル未満となる建築物にあっては、当該合計数値に同表の(え)項に掲げるところにより算定して得た数値を乗じて得た数値</u>。以下「最低駐車台数」という。)<u>以上の台数の自動車を駐車することができる駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。</u></p>			
<p>(あ) 特定部分の延べ面積 + 非特定部分の延べ面積 × <math>\frac{2}{3}</math></p>				<p>(あ) 特定部分の延べ面積 + 非特定部分の延べ面積 × <math>\frac{1}{3}</math></p>			
(い)	(1) 特定部分のうち百貨店その他の店舗の用途に供する部分の延べ面積	(2) 特定部分のうち(1)の用途に供する部分以外の部分の延べ面積	(3) 非特定部分の延べ面積	(い)	(1) 百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分の延べ面積	(2) (1)に掲げる特定部分以外の特定部分の延べ面積	(3) 非特定部分の延べ面積
(う)	200平方メートル	250平方メートル	450平方メートル	(う)	200平方メートル	250平方メートル	450平方メートル
(え)	$1 - (1,500 \text{平方メートル} \times (6,000 \text{平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})) / (6,000 \text{平方メートル} \times \text{(お)項に掲げる計}$			$1 - (1,500 \text{平方メートル} \times (6,000 \text{平方メートル} - \text{建築物の延べ面積})) / (6,000 \text{平方メートル} \times \text{(お)項に掲げると}$			

算式により算出した面積 - 1,500平方メートル×建築物の延べ面積)	ころにより算定して得た面積 - 1,500平方メートル×建築物の延べ面積)
(お) 特定部分の延べ面積 + 非特定部分の延べ面積 × 2分の1	(お) 特定部分の延べ面積 + 非特定部分の延べ面積 × 2分の1
<p>摘要</p> <p>1 特定部分のうち観覧場の用途に供する部分には、屋外観覧席の部分を含むものとする。</p> <p>2 非特定部分の延べ面積には、住宅の用途に供する部分その他規則で定める用途に供する部分の床面積を算入しない。</p>	<p>摘要</p> <p>1 特定部分のうち観覧場の用途に供する部分には、屋外観覧席の部分を含むものとする。</p> <p>2 非特定部分の延べ面積には、住宅の用途に供する部分その他規則で定める用途に供する部分の床面積を算入しない。</p>
<p>2 <u>特定部分のうち事務所の用途に供する部分の延べ面積が10,000平方メートルを超えることとなる建築物については、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積のうち10,000平方メートルを超える部分の延べ面積を次表の左欄に掲げる部分に区分し、それぞれの部分の面積にその区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて得た面積を合計したものに10,000平方メートルを加えて得た面積を、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積とみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p>次表 略</p> <p>3 <u>最低駐車台数は、第1項(前項の規定により適用される場合を含む。)の規定により算出されたものの数値に1未満の端数があるときはこれを切り上げ、その算出されたものの数値が2未満であるときはこれを2とする。</u></p> <p>(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 <u>適用地域内において、基準面積が1,500平方メートルを超える建築物を増築し、若しくは建築物の基準面積が1,500平方メートルを超えることとなる増築をしようとする者、基準面積が1,500平方メ</u></p>	<p>2 <u>事務所の用途に供する部分の延べ面積が10,000平方メートルを超えることとなる建築物については、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積のうち10,000平方メートルを超える部分の延べ面積を次の表の左欄に掲げる面積に区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次乗じて得た面積の合計面積を10,000平方メートルに加えて得た面積を、当該事務所の用途に供する部分の延べ面積とみなして、前項の規定を適用する。</u></p> <p>次表 略</p> <p>3 <u>前2項の規定により算出した最低駐車台数に1未満の端数があるときはこれを切り上げ、2未満であるときはこれを2とする。</u></p> <p>(建築物の増築又は用途変更の場合の駐車施設の附置)</p> <p>第4条 <u>適用地域内において、基準面積が1,000平方メートルを超える建築物を増築し、若しくは建築物の基準面積が1,000平方メートルを超えることとなる増築をしようとする者、基準面積が1,000平方メ</u></p>

メートルを超える建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）のために大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「大規模修繕等」という。）をしようとする者又は建築物の用途変更で当該用途変更により当該建築物の基準面積が1,500平方メートルを超えることとなるもののために大規模修繕等をしようとする者は、これらの増築後又は用途変更後の建築物について前条の規定を適用したならば算出されることとなる最低駐車台数からこれらの増築前又は用途変更前の建築物について同条の規定を適用したならば算出されることとなる最低駐車台数（これらの増築前又は用途変更前の建築物の基準面積が1,500平方メートル以下であった場合は、1。以下「変更前最低駐車台数」という。）を減じて得た数値（これらの増築前又は用途変更前の建築物の新築について同条又は第7条の規定が適用されていなかった場合で、当該数値が0となるときは、1）以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設を、これらの増築後若しくは用途変更後の建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

- 2 前項の増築又は用途変更に係る建築物について、当該増築又は当該用途変更のための大規模修繕等の工事の着手の際現に変更前最低駐車台数を上回る台数の自動車を駐車させることができる駐車施設（以下「特定駐車施設」という。）が附置され、又は特定駐車施設で専ら当該建築物を利用する者のためのものが設置されている場合において、当該変更前最低駐車台数を上回る台数の自動車を駐車させることができる部分を専ら当該増築後又は用途変更後の建築物を利用する者のための駐車部分（自動車の駐車のために供する部分をいう。以下同じ。）として使用しようとするときにおける同項の規定の適

メートルを超える建築物の部分の用途の変更（以下「用途変更」という。）のために大規模の修繕若しくは大規模の模様替（以下「大規模修繕等」という。）をしようとする者又は建築物の用途変更で当該用途変更により当該建築物の基準面積が1,000平方メートルを超えることとなるもののために大規模修繕等をしようとする者は、当該増築又は用途変更後の建築物について前条の規定を適用した場合に算出される最低駐車台数から当該増築又は用途変更前の建築物について同条の規定を適用した場合に算出される最低駐車台数（当該増築又は用途変更前の建築物の基準面積が1,000平方メートル以下であった場合は、1）を減じて得た数値（当該増築又は用途変更前の建築物に同条の規定が適用されていなかった場合で、当該数値が0となるときは、1）以上の台数の自動車を駐車することができる駐車施設を、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、増築又は用途変更後の建築物又は当該建築物の敷地内に、同項の規定により新たに附置すべき駐車施設に相当する駐車施設（以下「相当駐車施設」という。）が既に附置されており、当該相当駐車施設が同項の規定により新たに附置すべき駐車施設として利用できる場合は、同項の規定により算出される数値から当該相当駐車施設に駐車することができる自動車の台数を減じて得た数値をもって、同項の規定により算出した数値とみなす。

用については、この項の規定を適用せずに前項の規定を適用したならば算出されることとなる数値から当該変更前最低駐車台数を上回る分の台数（その使用に係る台数に限る。）を減じて得た数値をもって、同項の規定により算出した数値とみなす。

（適用除外）

第6条 建築物の敷地でその全部又は過半が適用地域外に属していたものの全部又は過半が適用地域内に属することとなった場合は、その適用地域内に属することとなった日から起算して6月以内に当該敷地において次のいずれかに該当する行為に係る工事に着手する者については、当該行為の区分に応じ、当該号に定める規定は、適用しない。

(1) 建築物の新築 第3条

(2) 建築物の増築又は用途変更のための大規模修繕等 第4条

（駐車施設の附置の特例）

第7条 第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）又は第4条第1項の規定により駐車施設を附置すべき者は、交通の安全の確保若しくは交通の円滑化を図ることができ、又はその附置すべき駐車施設に係る建築物若しくは当該建築物の敷地の有効な利用に資すると市長が認める場合その他当該建築物又は当該建築物の敷地内に当該駐車施設を附置することができないことについて市長がやむを得ない理由があると認める場合は、これらの規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に、前条各号に掲げる行為の区分に応じ当該号に定める規定により算出した数値以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設で専ら当該建築物を利用する者のためのものを設置しなければならない。

( 駐車施設の規模及び構造 )

第 8 条 第 3 条第 1 項若しくは第 4 条第 1 項の規定により附置され、又は前条の規定により設置される駐車施設 (以下この条において「駐車施設」という。 ) は、駐車部分の規模を、駐車台数 1 台につき幅 2 . 3 メートル以上、奥行き 5 メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、10 台以上の台数の自動車を駐車させることができる駐車施設にあっては、総駐車台数の 10 分の 1 に相当する台数から、車椅子利用者のための駐車部分 (次項の規定に適合するものに限る。 ) に自動車を駐車させることができる台数を減じて得た台数以上の駐車部分の規模を、駐車台数 1 台につき幅 2 . 5 メートル以上、奥行き 6 メートル以上としなければならない。

2 駐車施設には、駐車台数 1 台につき幅 3 . 5 メートル以上、奥行き 6 メートル以上の車椅子利用者のための駐車部分を 1 台分以上確保しなければならない。

3・4 略

5 前各項に規定するもののほか、駐車施設は、規則で定める規模及び構造その他の技術的基準に適合させなければならない。

( 駐車施設の規模及び構造 )

第 6 条 第 3 条又は第 4 条の規定により附置する駐車施設 (以下この条において単に「駐車施設」という。 ) は、自動車の駐車のために供する部分 (以下「駐車部分」という。 ) の規模を、駐車台数 1 台につき幅 2 . 3 メートル以上、奥行き 5 メートル以上とし、自動車を安全に駐車させ、及び出入りさせることができるものでなければならない。ただし、10 台以上の台数の自動車を駐車することができる駐車施設にあっては、総駐車台数の 10 分の 1 に相当する台数から、次項の規定に適合し、車いす利用者が駐車できる台数を減じて得た台数以上の駐車部分の規模を、駐車台数 1 台につき幅 2 . 5 メートル以上、奥行き 6 メートル以上としなければならない。

2 駐車施設には、駐車台数 1 台につき幅 3 . 5 メートル以上、奥行き 6 メートル以上の車いす利用者のための駐車部分を 1 台分以上確保しなければならない。

3・4 略

5 前各項に定めるもののほか、駐車施設の規模及び構造その他の技術的基準は、規則で定める。

( 駐車施設の附置場所の特例 )

第 7 条 第 3 条又は第 4 条の規定により附置すべき駐車施設について、市長が当該建築物の構造又は敷地の状態により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置することが著しく困難又は不適當であると認めて承認した場合は、これらの規定にかかわらず、当該建築物の敷地からおおむね 200 メートル以内の場所に駐車施設を設置することができる。

( 駐車施設に係る建築物等の届出 )

第 9 条 第 3 条第 1 項若しくは第 4 条第 1 項の規定により駐車施設を附置し、又は第 7 条の規定により駐車施設を設置すべき者(以下「附置義務者」という。 ) は、その附置し、又は設置すべき駐車施設に係る建築物について新築し、増築し、又は用途変更のために大規模修繕等をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該建築物及び当該駐車施設の位置その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

( 駐車施設の附置等に係る工事等の完了の届出 )

第 1 0 条 附置義務者は、その附置し、又は設置すべき駐車施設の附置又は設置に係る工事その他の必要な行為が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

( 駐車施設の維持管理 )

第 1 1 条 第 3 条第 1 項若しくは第 4 条第 1 項の規定により附置され、又は第 7 条の規定により設置された駐車施設に係る建築物又は当該駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設を次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するように維持し、及び管理しなければならない。

- (1) 当該駐車施設に駐車させることができる自動車の台数が、第 3 条第 1 項若しくは第 4 条第 1 項の規定により附置し、又は第 7 条の規定により設置すべき駐車施設にこれらの規定により少なくとも駐車させることができることとすべき自動車の台数以上の

2 前条の規定は、前項の規定により設置する駐車施設について準用する。

( 駐車施設の管理 )

第 8 条 第 3 条、第 4 条又は前条の規定により附置され、又は設置された駐車施設の所有者又は管理者は、当該駐車施設をその目的に適合するように維持し、及び管理しなければならない。

<p><u>台数であること。</u></p> <p>(2) <u>第 8 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項の規定に適合すること。</u></p> <p>(3) <u>当該駐車施設の設置の目的に適合すること。</u></p> <p><u>(報告の聴取等)</u></p> <p><u>第 1 2 条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>附置義務者又は建築物若しくは駐車施設の所有者若しくは管理者に対し、相当の期限を定めて駐車施設の状況その他必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、建築物若しくは駐車施設に立ち入らせ、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。</u></p> <p>2 前項の規定による<u>立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>(指導及び勧告等)</u></p> <p><u>第 1 3 条</u> 市長は、<u>第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 7 条、第 8 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 5 項又は第 1 1 条の規定に違反している者に対し、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。</u></p> <p>2 市長は、前項の規定による<u>勧告を行う場合において、必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、相当の期限を定めて、当該勧告に係る違反を是正するための計画を記載した書類の提出を求めることができる。</u></p> <p><u>(措置命令)</u></p> <p><u>第 1 4 条</u> 市長は、<u>前条第 1 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく同項の規定により定めた期限までに当該勧告に係る措</u></p>	<p><u>(立入検査)</u></p> <p><u>第 9 条</u> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、<u>建築物又は駐車施設の所有者又は管理者に対し、当該駐車施設の状況その他必要な事項の報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、必要な検査をさせ、若しくは関係者に質問をさせることができる。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p><u>(措置命令)</u></p> <p><u>第 1 0 条</u> 市長は、<u>第 3 条第 1 項若しくは第 2 項、第 4 条第 1 項、第 6 条第 1 項から第 3 項まで、第 7 条第 1 項又は第 8 条の規定に違反</u></p>
---	--

置を講じなかった場合において、特に必要がある  
と認めるときは、当該者に対し、相当の  
期限を定めて、当該勧告に係る措置を講ずべ  
きことを命ずることができる。

第15条 略

(罰則)

第16条 第14条の規定による命令に違反  
した者は、500,000円以下の罰金に処  
する。

2 第12条第1項の規定による報告若しく  
は資料の提出の要求に対し、これを拒み、若  
しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、  
同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若  
しくは忌避し、又は同項の規定による質問に  
対し、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし  
た者は、200,000円以下の罰金に処す  
る。

3 第9条前段の規定による届出をせず、又は  
虚偽の届出をした者は、100,000円以  
下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人(法人でない団体で代表者又は  
管理人の定めのあるものを含む。以下この項  
において同じ。)の代表者若しくは管理人又  
は法人若しくは人の代理人、使用人その他の  
従業者が、その法人又は人の業務に関して前  
条の違反行為をしたときは、行為者を罰する  
ほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑  
を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適  
用がある場合には、その代表者又は管理人が  
その訴訟行為につき当該団体を代表するほ

した者に対し、相当の期限を定めて、駐車施  
設の附置又は設置、原状回復その他これらの  
規定に対する違反を是正するために必要な  
措置をとるべきことを命ずることができる。

第11条 略

(罰則)

第12条 第10条の規定による市長の命令  
に従わなかった者は、100,000円以下  
の罰金に処する。

2 第9条第1項の規定による報告若しくは  
資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若し  
くは資料の提出をし、又は職員の立入検査を  
拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30,  
000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人  
の代理人、使用人その他の従業者がその法人  
又は人の業務に関して、前条の違反行為をし  
た場合においては、その行為者を罰するほ  
か、その法人又は人に対して同条の罰金刑を  
科する。ただし、法人又は人の代理人、使用  
人その他の従業者の当該違反行為を防止す  
るため、当該業務に対し、相当の注意及び監  
督が尽くされたことの証明があったときは、  
その法人又は人については、この限りでな  
い。

か、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

&lt; 平成 29 年 12 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 100 号	所 管	道路課																									
件 名	尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例について																													
内 容																														
<p>1 改正理由</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日に国が行った道路占用料の改定、及び阪神間道路管理者連絡協議会における検討結果に基づき、道路占用料の単価見直しを行うとともに、占用者からの要望等を踏まえた徴収方法の見直しを行うもの。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 道路占用料単価の見直し</p> <p>道路占用料について、固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、次のとおり改定する。</p> <p>なお、広告看板類（電柱等に添架又は巻付けしたものを除く）、街灯（電柱又は電話柱を除く）及びアーケードは商業振興の観点から、自転車駐車場は不法駐輪対策促進の観点から、それぞれ引上げとなる改定は行わない。</p> <p>ア 商業地価格を用いる占用物件に係る占用料を引き下げる。</p> <p>イ 商業地価格を用いる占用物件以外のうち、地上にあるものに係る占用料を引き下げるとともに、上空又は地下にあるものに係る占用料を引き上げる。</p> <p>【参考：道路占用料単価の算出に用いている道路価格等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>改定後</th> <th>現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道路価格</td> <td>平均地価格</td> <td>71,000円</td> <td>90,200円</td> </tr> <tr> <td>商業地価格</td> <td>173,300円</td> <td>218,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">使用料率</td> <td>平均地</td> <td>4.84%</td> <td>3.99%</td> </tr> <tr> <td>商業地</td> <td>3.71%</td> <td>3.36%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">修正率</td> <td>上空</td> <td>9/20</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>地下</td> <td>9/20</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 道路占用料の徴収方法の見直し</p> <p>ア 現行、1 会計年度の前期分を 5 月 15 日、後期分を 11 月 15 日までとしている徴収期日について、前期分を 5 月 31 日、後期分を 11 月 30 日までに改める。</p> <p>併せて、1 会計年度での徴収すべき額が 10,000 円以下の場合に、前期分の徴収の際にその全額を徴収することとする。（現行は 3,000 円以下の場合）</p> <p>イ 大規模又は長期間の占用等、道路占用料が多額になる場合の占用者の負担軽減の観点から、市長が特に必要と認めるときは、別に占用料の納期を定めることができることとする。</p> <p>3 施行期日</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日</p>								改定後	現行	道路価格	平均地価格	71,000円	90,200円	商業地価格	173,300円	218,800円	使用料率	平均地	4.84%	3.99%	商業地	3.71%	3.36%	修正率	上空	9/20	4/10	地下	9/20	4/10
		改定後	現行																											
道路価格	平均地価格	71,000円	90,200円																											
	商業地価格	173,300円	218,800円																											
使用料率	平均地	4.84%	3.99%																											
	商業地	3.71%	3.36%																											
修正率	上空	9/20	4/10																											
	地下	9/20	4/10																											

尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例

改正後		現 行																													
<p>第5条 占用料は、占用許可の際にその全額を徴収する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1年以上で2会計年度以上にわたるものに係る<u>占用料は、初年度分は占用許可の際に、翌年度以後の分は毎年度次に掲げる区分に応じ当該号に定める日までに徴収する。ただし、翌年度以後の分について、1会計年度において徴収すべき占用料の額が10,000円以下である場合は、毎年度第1号に定める日までにその全額を徴収する。</u></p> <p>(1) 前期(4月1日から9月30日まで)における<u>占用期間分 5月31日</u></p> <p>(2) 後期(10月1日から翌年3月31日まで)における<u>占用期間分 11月30日</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別に<u>占用料の納期を定めることができる。</u></p>		<p>第5条 占用料は、占用許可の際にその全額を徴収する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1年以上で2会計年度以上にわたるものについては、初年度分は占用許可の際に、<u>翌年度以降の分は毎年度次の期別により徴収する。この場合において、1会計年度において徴収すべき占用料の額が3,000円以下のものについては、前期分の徴収の際にその全額を徴収する。</u></p> <p>(1) 前期(4月1日から9月30日まで)分については、<u>5月15日まで</u></p> <p>(2) 後期(10月1日から翌年3月31日まで)分については、<u>11月15日まで</u></p>																													
別表		別表																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 柱類 電柱並びにその支柱、支線柱及び支線 電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線 街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。) その他のもの</td> <td>1本につき1年</td> <td>4,644円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,412円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,044円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,644円以内でその都度市長が定</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	占用料		単位	金額	1 柱類 電柱並びにその支柱、支線柱及び支線 電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線 街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。) その他のもの	1本につき1年	4,644円		2,412円		1,044円		4,644円以内でその都度市長が定	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用物件</th> <th colspan="2">占用料</th> </tr> <tr> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1 柱類 電柱並びにその支柱、支線柱及び支線 電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線 街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。) その他のもの</td> <td>1本につき1年</td> <td>4,320円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,232円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,044円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4,320円以内でその都度市長が定め</td> </tr> </tbody> </table>		占用物件	占用料		単位	金額	1 柱類 電柱並びにその支柱、支線柱及び支線 電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線 街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。) その他のもの	1本につき1年	4,320円		2,232円		1,044円		4,320円以内でその都度市長が定め
占用物件	占用料																														
	単位	金額																													
1 柱類 電柱並びにその支柱、支線柱及び支線 電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線 街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。) その他のもの	1本につき1年	4,644円																													
		2,412円																													
		1,044円																													
		4,644円以内でその都度市長が定																													
占用物件	占用料																														
	単位	金額																													
1 柱類 電柱並びにその支柱、支線柱及び支線 電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線 街灯(電柱又は電話柱であるものを除く。) その他のもの	1本につき1年	4,320円																													
		2,232円																													
		1,044円																													
		4,320円以内でその都度市長が定め																													

			める額				る額
2	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,164円	2	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	4,356円
3	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,548円	3	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年	1,620円
4	上空又は地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24円	4	上空又は地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	24円
5	変圧器 路上に設けるもの	1個につき1年	1,692円	5	変圧器 路上に設けるもの	1個につき1年	1,764円
	地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,548円		地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,440円
6	架空の管類 外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120円	6	架空の管類 外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	108円
			156円				144円
			240円				216円
			312円				288円
			468円				432円
			624円				576円

	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,092円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,008円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,548円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>1,440円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>3,096円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>2,880円</u>
7 地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>120円</u>	7 地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>108円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>156円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>144円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>240円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>216円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>312円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>288円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>468円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>432円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>624円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>576円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,092円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>1,008円</u>
	外径が0.7メー		<u>1,548円</u>		外径が0.7メー		<u>1,440円</u>

	トル以上1メートル未満のもの				トル以上1メートル未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの		3,096円		外径が1メートル以上のもの		2,880円
8	マンホールその他これに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	3,444円	8	マンホールその他これに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	3,600円
9	軌道その他これに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	3,444円	9	軌道その他これに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	3,600円
10	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1月	129円	10	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1月	120円
11	アーケードその他これに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	168円	11	アーケードその他これに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	168円
12	地下室、地下街その他これらに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	2,904円	12	地下室、地下街その他これらに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	2,952円
13	渡り廊下その他上空又は地下に設ける通路	占有面積 1平方メートルにつき1年	2,904円	13	渡り廊下その他上空又は地下に設ける通路	占有面積 1平方メートルにつき1年	2,952円
14	露店、商品置場その他これらに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1月	536円	14	露店、商品置場その他これらに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1月	624円
15	道路法施行令(昭和27年政令第479号)第71条第12号に掲げる器具	占有面積 1平方メートルにつき1年	4,452円	15	道路法施行令(昭和27年政令第479号)第71条第10号に掲げる器具	占有面積 1平方メートルにつき1年	4,452円
16	広電柱等既設	1枚につ	121円	16	広電柱等既設	1枚につ	132円

告 看 板類	用物件に巻付けのもの	き1月		告 看 板類	用物件に巻付けのもの	き1月	
	電柱等既設占用物件に添加のもの		242円	電柱等既設占用物件に添加のもの	表示面積 1平方メートルに		252円
	突出し看板及び官公署の宣伝併用の看板	表示面積 1平方メートルに	176円	突出し看板及び官公署の宣伝併用の看板	つき1月		176円
	その他の広告看板類(アーチであるものを除く。)	つき1月	356円	その他の広告看板類(アーチであるものを除く。)			356円
17 広	直径又は長辺が1メートル未満で高さが4メートル未満のもの	1基につき1月	3,215円	17 広	直径又は長辺が1メートル未満で高さが4メートル未満のもの	1基につき1月	3,684円
	その他のもの		6,430円		その他のもの		7,356円
18 送電塔		占用面積 1平方メートルにつき1年	3,444円	18 送電塔		占用面積 1平方メートルにつき1年	3,600円
19 標識及び標柱類	乗合自動車停留所のもの	1本につき1年	2,244円	19 標識及び標柱類	乗合自動車停留所のもの	1本につき1年	2,340円
	その他のもの	1本につき1月	287円		その他のもの	1本につき1月	300円
20 アーチ	上空のみ占用のもの	1基につき1月	1,206円	20 アーチ	上空のみ占用のもの	1基につき1月	1,236円
	柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの		2,412円		柱の直径又は長辺が0.2メートル未満のもの		2,460円
	柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの		3,858円		柱の直径又は長辺が0.2メートル以上のもの		3,924円
21 工事用	路上の板囲い、足場又は工事	占用面積 1平方メートル	536円	21 工事用	路上の板囲い、足場又は工事	占用面積 1平方メートル	624円

施設	用材料置場	メートルに		施設	用材料置場	メートルに	
	上空に設ける足場又は養生棚	つき1月	242円		上空に設ける足場又は養生棚	つき1月	252円
22	その他のもの	占有面積1平方メートル又はその都度市長が定める長さ1メートルにつき1月	536円以内	22	その他のもの	占有面積1平方メートル又はその都度市長が定める長さ1メートルにつき1月	624円以内



&lt;平成29年12月定例会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第101号	所 管	道路課
件 名	尼崎市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について				
内 容					
1	改正理由 周辺商業地や駅周辺道路の迷惑駐車、不法駐車等を防止し、道路交通の円滑化を図るため、道路整備特別措置法に基づき、建設資金を国等から借り入れて設置した阪神尼崎駅前駐車場について、当該建設資金の償還満了に伴い、その根拠法令を改める必要があるため、所要の整備を行うもの。				
2	改正内容 駐車場の設置及び駐車料金の徴収根拠を道路整備特別措置法から道路法に改める。				
3	施行期日 公布の日				

尼崎市立自動車駐車場の設置及び管理に関する条例

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第2条 道路交通の円滑化を図るため、<u>道路法</u> (昭和27年法律第180号)第24条の2第1項の規定により駐車料金(以下「料金」という。)を徴収することができる<u>自動車駐車場</u> (同法第2条第2項に規定する<u>道路の附属物である自動車駐車場をいう。</u>)として駐車場を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 道路交通の円滑化を図るため、<u>道路整備特別措置法</u> (昭和31年法律第7号)第18条第1項の規定により駐車料金(以下「料金」という。)を徴収することができる<u>施設</u>として駐車場を設置する。</p>

&lt;平成29年12月定例会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第102号	所 管	河港課
件 名	尼崎市水路管理条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 水路の占用に係る使用料については、従前より尼崎市道路占用料に準拠して設定しており、当該基準としている道路占用料の改定内容に準拠した改定を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容 水路の占用に係る使用料について、固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた道路占用料の改定に準じ、次のとおり改定する。</p> <p>(1) 商業地価格を用いる占用物件に係る使用料を引き下げる。</p> <p>(2) 商業地価格を用いる占用物件以外のうち、地上にあるものに係る使用料を引き下げるとともに、上空又は地下にあるものに係る使用料を引き上げる。</p> <p>3 施行期日 平成30年4月1日</p>					

尼崎市水路管理条例

改正後				現行			
別表				別表			
種別		使用料		種別		使用料	
		単位	金額(1月につき)			単位	金額(1月につき)
1 通路橋		1平方メートル	170円	1 通路橋		1平方メートル	170円
2 柱 類	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本	387円	2 柱 類	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1本	360円
	電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線		201円		電話柱(電柱であるものを除く。)並びにその支柱、支線柱及び支線		186円
	その他のもの		387円以内でその都度市長が定める額		その他のもの		360円以内でその都度市長が定める額
3 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	347円	3 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個	363円
4 郵便差出箱及び信書便差出箱		1個	129円	4 郵便差出箱及び信書便差出箱		1個	135円
5 地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	10円	5 地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	9円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		13円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		12円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		20円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		18円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		26円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		24円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		39円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		36円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		52円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		48円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		91円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		84円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		129円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		120円

	トル未満のもの				トル未満のもの				
	外径が1メートル以上のもの		258 円		外径が1メートル以上のもの		240 円		
6	マンホールその他これに類するもの	1 平方メートル	287 円	6	マンホールその他これに類するもの	1 平方メートル	300 円		
7	標識及び標柱類	1 本	287 円	7	標識及び標柱類	1 本	300 円		
8	工事用板囲い、足場、材料置場、落下防止柵その他これらに類するもの	水面使用	1 平方メートル	536 円	8	工事用板囲い、足場、材料置場、落下防止柵その他これらに類するもの	水面使用	1 平方メートル	624 円
		上空使用		242 円			上空使用		252 円
9	鉄塔	1 平方メートル	287 円	9	鉄塔	1 平方メートル	300 円		
10	その他のもの	1 平方メートル又は1メートル	536 円以内でその都度市長が定める額	10	その他のもの	1 平方メートル又は1メートル	624 円以内でその都度市長が定める額		



&lt; 平成 2 9 年 1 2 月定例会 &gt;

種 別	条 例	番 号	議案第 1 0 3 号	所 管	公園維持課
件 名	尼崎市都市公園条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由 公園の占用等に係る使用料については、従前より尼崎市道路占用料に準拠して設定しており、当該基準としている道路占用料の改定内容に準拠した改定を行うもの。</p> <p>2 主な改正内容 公園の占用等に係る使用料について、固定資産税評価額の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた道路占用料の改定に準じ、次のとおり改定する。</p> <p>(1) 商業地価格を用いる占用等に係る使用料を引き下げる。</p> <p>(2) 商業地価格以外を用いる占用等のうち、地上にあるものに係る使用料を引き下げるとともに、上空又は地下にあるものに係る使用料を引き上げる。</p> <p>3 施行期日 平成 3 0 年 4 月 1 日</p>					

尼崎市都市公園条例

改正後				現 行			
別表第 2				別表第 2			
(1) 公園施設を設ける場合 占用面積 1 平方メートルにつき 1 月 <u>6 2 0 円</u>				(1) 公園施設を設ける場合 占用面積 1 平方メートルにつき 1 月 <u>7 2 1 円</u>			
(2) 公園施設を管理する場合 占用面積 1 平方メートルにつき 1 月 <u>1, 2 4 0 円</u>				(2) 公園施設を管理する場合 占用面積 1 平方メートルにつき 1 月 <u>1, 4 4 2 円</u>			
(3) 公園を占用する場合				(3) 公園を占用する場合			
占用物件		使用料		占用物件		使用料	
		単位	金額			単位	金額
1 柱類	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1 本につき 1 年	4,644円	1 柱類	電柱並びにその支柱、支線柱及び支線	1 本につき 1 年	4,320円
	電話柱（電柱であるものを除く。）並びにその支柱、支線柱及び支線		2,412円		電話柱（電柱であるものを除く。）並びにその支柱、支線柱及び支線		2,232円
	その他のもの		4,644円		その他のもの		4,320円
			以内でその都度市長が定める額				以内でその都度市長が定める額
2 送電塔その他これに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,444円	2 送電塔その他これに類するもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,600円		
3 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	4,164円	3 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	4,356円		
4 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個につき 1 年	1,548円	4 郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個につき 1 年	1,620円		
5 変圧器	地上に設けるもの	1 個につき 1 年	1,692円	5 変圧器	地上に設けるもの	1 個につき 1 年	1,764円
	地下に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,548円		地下に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,440円

6	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	120円	6	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	108円
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		156円			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		144円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		240円			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		216円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		312円			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		288円
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		468円			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		432円
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		624円			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		576円
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,092円			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,008円
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,548円			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,440円
		外径が1メートル以上のもの		3,096円			外径が1メートル以上のもの		2,880円
7	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,444円	7	鉄道、軌道その他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	3,600円		
8	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	129円	8	日よけ、雨よけその他これらに類するもの	占有面積1平方メートルにつき1年	120円		

		つき1月	
9	地下室、マンホール その他これらに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	3,444円
10	標識及び標柱類	乗合自動車停留所 のものの その他のもの	1本につき1年 2,244円 3,444円
11	工事用施設	土地に設ける 板囲い又は足場、詰所、材料置場、駐車施設 その他これらに類するもの 上空に設ける足場又は養生棚	占有面積 1平方メートルにつき1月 536円 242円
12	その他のもの	占有面積 1平方メートル又は長さ1メートルにつき1月	536円以内でその都度市長が定める額

(4) 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額
行商、募金、出店等を行うとき。	占有面積1平方メートルにつき1日	632円
業として写真を撮影するとき。	写真機1台につき1日	2,180円
業として映画等を撮影するとき。	1箇所につき1日	8,778円
興行を行うとき。	占有面積1平方メートルにつき1日	42円

		つき1月	
9	地下室、マンホール その他これらに類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1年	3,600円
10	標識及び標柱類	乗合自動車停留所 のものの その他のもの	1本につき1年 2,340円 3,600円
11	工事用板囲い、足場、詰所に類するもの	占有面積 1平方メートルにつき1月	624円

(4) 第3条第1項に掲げる行為をする場合

行為	単位	金額
行商、募金、出店等を行うとき。	占有面積1平方メートルにつき1日	735円
業として写真を撮影するとき。	写真機1台につき1日	2,536円
業として映画等を撮影するとき。	1箇所につき1日	10,208円
興行を行うとき。	占有面積1平方メートルにつき1日	49円

競技会、展示会、博覧会、集会等を行うとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>8円</u>	競技会、展示会、博覧会、集会等を行うとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>10円</u>
その他公園の全部又は一部を独占して利用するとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>18円</u>	その他公園の全部又は一部を独占して利用するとき。	占用面積1平方メートルにつき1日	<u>22円</u>



&lt;平成29年12月定例会&gt;

種別	その他	番号	議案第104号	所管	政策課
件名	尼崎市総合計画後期まちづくり基本計画の策定について				
内 容					
<p>1 提案理由</p> <p>尼崎市総合計画は、平成25年度からの10年間を計画期間とする「まちづくり構想」と、策定後の社会経済情勢等の変化に対応していけるよう計画期間を5年間とする「まちづくり基本計画」で構成している。前期まちづくり基本計画(以下「前期計画」という。)が平成29年度末に計画年限を迎えることから、平成30年度からの後期まちづくり基本計画(以下「後期計画」という。)を策定するため、尼崎市議会の議決に付すべき事件を定める条例の規定により、本案を提出する。</p> <p>2 後期計画の概要</p> <p>(1) 計画期間 平成30年度から平成34年度まで</p> <p>(2) 内容 後期計画では、前期計画を基本とする中で、 ア 前期計画策定後における本市を取り巻く状況の変化 イ 尼崎人口ビジョン及び尼崎版総合戦略 ウ 総合計画の進捗確認として毎年度実施している施策評価の結果を踏まえ、前期計画における「20施策56展開方向」を「16施策48展開方向」に整理するとともに、「まちづくり構想」に示す「ありたいまち」の実現に向け、施策間連携をより重視し推進していく「主要取組項目」において、後期計画期間中の具体的な取組の方向性を示し、その取組を進めていくうえで基本となる「行政運営」の視点等についても記載している。</p> <p>3 尼崎市総合計画審議会での審議経過</p> <p>平成28年12月22日に尼崎市総合計画審議会に対し、「後期まちづくり基本計画の策定について」及び「後期まちづくり基本計画の評価等について」の2点について諮問し、そのうち、後期計画の策定について、平成29年11月8日に答申を受けた。</p> <p>なお、後期計画の評価等については、引き続き、審議会における審議を継続する。</p>					



&lt;平成29年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第105号	所 管	大規模市有地活用担当												
件 名	市有地の売払いについて																
内 容																	
1	<p>売払いの目的            尼崎市立尼崎東高等学校跡地の一部を住宅開発用地として活用するため。</p>																
2	<p>市有地の所在地、地目及び面積</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">所在地番</th> <th style="width: 33%;">地 目</th> <th style="width: 34%;">面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尼崎市食満5丁目206番1</td> <td>学校用地</td> <td style="text-align: right;">21,326.74㎡</td> </tr> <tr> <td>尼崎市食満5丁目206番4</td> <td>学校用地</td> <td style="text-align: right;">952.92㎡</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">22,279.66㎡</td> </tr> </tbody> </table>					所在地番	地 目	面 積	尼崎市食満5丁目206番1	学校用地	21,326.74㎡	尼崎市食満5丁目206番4	学校用地	952.92㎡	合 計		22,279.66㎡
所在地番	地 目	面 積															
尼崎市食満5丁目206番1	学校用地	21,326.74㎡															
尼崎市食満5丁目206番4	学校用地	952.92㎡															
合 計		22,279.66㎡															
3	<p>売払いの金額            1,597,581,000円</p>																
4	<p>売払いの相手方            岸和田市土生町1丁目4番23号            フジ住宅株式会社 代表取締役 宮脇 宣綱</p>																
5	<p>選定方法            最低売却価格を設定し、1次選定及び2次選定による2段階方式で実施した。</p> <p>(1) 最低売却価格            1,030,000,000円</p> <p>(2) 1次選定            尼崎東高等学校跡地住宅等開発事業者選定委員会により、応募図書・プレゼンテーションの審査及び採点を行い、応募のあった3事業者のうち1事業者を提案合格者として選定。</p> <p>(3) 2次選定            応募事業者からあらかじめ封書で受け取っていた買受希望価格書の開札を行い、最低売却価格以上の金額の提示が確認されたため優先交渉権者として決定。</p>																

別図

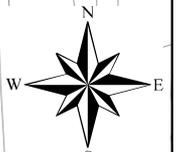
尼崎市立尼崎東高等学校跡地

食満5丁目  
206-1  
206-4

売払いの市有地  
合計22,279.66m<sup>2</sup>

山陽新幹線

藻川



0 25 50 100メートル

1:2,500

&lt;平成29年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第106号	所 管	住宅管理担当																
件 名	訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）																				
内 容																					
<p>1 提起理由 改良住宅の家賃の長期滞納者に対して、滞納家賃の支払、住宅の明渡し及び損害賠償金の支払を求めるもの。</p> <p>2 当事者 (1) 原告 尼崎市 代表者 稲村 和美 (2) 被告氏名及び滞納金額等（2名）</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏 名</th> <th>滞納 月数</th> <th>滞納金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>■■■■■</td> <td>7月</td> <td>121,100円</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>■■■■■</td> <td>19月</td> <td>518,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">計</td> <td>639,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ 平成29年11月1日現在の数値</p>							氏 名	滞納 月数	滞納金額	1	■■■■■	7月	121,100円	2	■■■■■	19月	518,000円	計			639,100円
	氏 名	滞納 月数	滞納金額																		
1	■■■■■	7月	121,100円																		
2	■■■■■	19月	518,000円																		
計			639,100円																		







&lt;平成29年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第108号	所 管	道路課
件 名	指定管理者の指定について(阪神尼崎駅前駐車場)				
内 容					
1	施設名・所在地 阪神尼崎駅前駐車場 尼崎市神田中通1丁目1番地				
2	指定管理者 東京都千代田区有楽町2丁目7番1号 タイムズ24株式会社 代表取締役 西川 光一				
3	指定期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで(5年間)				
4	選定方法 平成29年7月18日から7月28日まで公募を行い、5人の外部委員からなる選定委員会において、事業計画書などの書類審査とプレゼンテーションによる審査を実施し、選定した。				
5	応募団体 3団体				
6	選定理由 タイムズ24株式会社は、選定委員会において設けた4区分の選定基準「市民の平等な利用が確保されるものであるか」、「駐車場の効用を最大限に発揮させるものであるか」、「駐車場の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」、「駐車場の管理を安定して行う能力を有しているものであるか」において、総合的に最もすぐれた評価を得たことにより、阪神尼崎駅前駐車場の指定管理者として最適であると判断した。				

応募者一覧

	団体の名称	代表者名	所在地
1	タイムズ24株式会社	代表取締役 西川 光一	東京都千代田区有楽町2丁目7番1号
2	一般社団法人日本駐車場工学研究会	代表理事 一瀬 哲雄	東京都港区西新橋2丁目8番1号
3	野里電気工業株式会社	代表取締役 告野 満彦	大阪市西淀川区柏里2丁目4番1号

&lt;平成29年12月定例会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第109号	所 管	道路課
件 名	市道路線の認定、変更及び廃止について				
内 容					
1	理由 開発事業に伴う道路用地の帰属を受けた路線の認定、県道尼崎宝塚線・県道尼崎港崇徳院線の拡幅事業に伴う路線の変更及び現況道路未形態で権原のない路線の廃止を行うため、道路法第8条第2項(同法第10条第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定により、議決を求めるもの。				
2	対象路線				
	(1) 認定しようとする路線				
	路 線 名		起 点 ~ 終 点		
	市道第860号線		元浜町2丁目89-2 ~ 元浜町2丁目89-6		
	(2) 変更しようとする路線				
	路 線 名		変更前 起 点 ~ 終 点		
			変更後 起 点 ~ 終 点		
	時 友 ヲ ノ ツ ボ 線		時友字ヲノツボ94-13 ~ 時友字ヲノツボ94-20		
			西昆陽1丁目422-1 ~ 西昆陽1丁目428-1		
	時 友 常 松 線 第 1 号		時友字猪名ノ南337 ~ 時友字ヤセダ112-1		
			武庫之荘9丁目21 ~ 武庫之荘8丁目366		
	時 友 停 留 所 常 吉 線 第 5 号		時友字ヤセダ110-1 ~ 時友字中島160		
			武庫の里2丁目277-2 ~ 武庫の里2丁目97-2		
	時 友 中 島 線		時友字ヤセダ127-4 ~ 時友字中島154-35		
			武庫の里2丁目270-1 ~ 武庫の里2丁目216		
	時 友 中 島 線 の 5		時友字中島154-52 ~ 時友字中島161-1		
			武庫の里2丁目184 ~ 武庫の里2丁目167		

友 行 砂 田 線	友行字清水本 2 8 9 - 1 ~ 友行字砂田 3 1 2 - 1
	武庫之荘 6 丁目 1 6 2 - 1 ~ 武庫之荘 8 丁目 2 9 8 - 1
大 田 川 線 第 4 号	常吉字村中 5 ~ 常吉字阪草 2 1 - 3
	常吉 1 丁目 2 8 4 - 2 ~ 武庫の里 1 丁目 4 3 8 - 1
阪 草 第 2 3 号	常吉字阪草 5 - 4 ~ 常吉字阪草 1
	武庫之荘 6 丁目 4 3 1 - 1 ~ 武庫之荘 6 丁目 3 8 3
浜 手 区 画 第 3 7 号 線	元浜町 1 丁目 1 ~ 武庫川町 2 丁目 6 2
	元浜町 1 丁目 1 ~ 武庫川町 2 丁目 6 4
大 庄 区 画 第 1 9 号 線	元浜町 2 丁目 6 ~ 道意町 6 丁目 2 9
	元浜町 2 丁目 1 - 2 ~ 道意町 6 丁目 2 9 - 2
大 庄 区 画 第 2 1 号 線	元浜町 2 丁目 2 ~ 道意町 6 丁目 3 0
	元浜町 2 丁目 7 - 4 ~ 道意町 6 丁目 2 8 - 4 4
市 道 第 5 9 9 号 線	大浜町 1 丁目 2 ~ 大浜町 1 丁目 9
	大浜町 1 丁目 2 ~ 大浜町 1 丁目 8 - 1
大 庄 区 画 第 6 0 号 線	大浜町 1 丁目 1 3 ~ 大浜町 1 丁目 4
	大浜町 1 丁目 8 - 8 ~ 大浜町 1 丁目 4
大 庄 区 画 第 6 4 号 線	大浜町 1 丁目 1 5 ~ 大浜町 1 丁目 1 2
	大浜町 2 丁目 1 3 - 1 ~ 大浜町 2 丁目 1 2
大 庄 区 画 第 6 1 号 線	大浜町 1 丁目 5 2 ~ 大浜町 1 丁目 4 4
	大浜町 1 丁目 5 2 - 1 ~ 大浜町 1 丁目 4 4
臨海西部区画第 1 号線	大浜町 1 丁目 4 9 ~ 大浜町 1 丁目 5 1 - 1
	大浜町 1 丁目 4 9 ~ 大浜町 1 丁目 5 3 - 1

(3) 廃止しようとする路線

路 線 名	起 点 ~ 終 点
小 田 第 1 9 6 号 線	長洲字大門 9 3 ~ 長洲字大門 8 2 - 1
小 田 第 1 9 7 号 乙 線	長洲字大門 8 6 - 1 ~ 長洲字大門 8 5 - 1
小 田 第 2 7 4 号 線	長洲字大門 9 3 ~ 長洲字大門 9 2

## &lt;平成29年12月定例会&gt;

種別	その他	番号	議案第110号	所管	道路維持担当
件名	工事請負契約の変更について(港橋耐震補強(その1)工事)				
内 容					
<p>1 これまでの経緯</p> <p>本工事は、平成28年6月議会において議決を受けたものであるが、工事着手前に当初想定していた施工ヤードの強度不足が判明したため、港湾管理者と協議し北堀運河内に仮設構台を設けることとした。これにより、平成29年2月議会において80,844,480円の増額に対する議決を受け、変更契約を締結するとともに、平成29年3月末に6か月の工期延期を行った。</p> <p>平成29年9月末には、仮設構台の施工中に支持地盤の強度不足が判明したため工事を一時中止し、安全性を確認するために地盤調査、構造計算等を行ったことから、さらに6か月の工期延期を行っている。</p> <p>2 変更理由</p> <p>(1) 橋脚本体の補強を行う際に発生する掘削土の仮置き場について、港湾管理者との協議の結果、当初は護岸ヤードに設置することで調整していたが、仮置き土の荷重が護岸に与える影響が大きいことや、掘削土の土質状況を考慮して、北堀運河内に矢板締切をして掘削土を仮置きする方法に変更するよう指示を受けたため、今回、掘削土を仮置きするための締切工を増工し増額変更を行う。</p> <p>(2) 橋脚本体の補強をするために必要となる鋼矢板仮締切について、当橋梁は水面と橋桁の離隔が少ないことから、施工にあたっては、短い矢板を溶接で繋いで施工する低空用の特殊工法を採用している。この特殊工法の施工歩掛は、当工法を統括する全国圧入協会が設定しているが、本工事では溶接の繋ぎ回数が多いことから、適用可能な施工歩掛が設定されていなかったため、当初設計時では当協会の経験値に基づく推定値を採用し、本工事での施工実績等をもとに施工歩掛を見直すこととしていた。</p> <p>今回、施工実績をもとに当協会と協議を行い施工歩掛の見直しを行ったことにより、施工に係る人件費や機械損料費などが増えたことから、増額変更を行う。</p> <p>(3) 施工ヤードとなる作業構台の支持杭の打設中に、支持層として想定していた位置での地盤が軟弱であることが判明し、支持杭の支持力不足が懸念されたことから、仮設計画の安全性を確認するために、打設作業を一旦中止した。</p> <p>今回、周辺地盤の地質調査を実施し安全性が確認されるまでの間に工事を一時中止にしていた約1か月間に発生した経費について、国の工事一時中止に係るガイドラインに基づき増額変更を行う。</p>					

3 契約の相手方

尼崎市崇徳院2丁目55番地  
株式会社鍵田組  
代表取締役 鍵田 智嗣

4 契約金額

変更前 313,519,680円  
変更後 430,349,760円  
増額 116,830,080円  
(金額は消費税等相当額8%を含む。)

5 変更内容

掘削土の仮置き場整備の増工  
鋼矢板仮締切の施工経費の増額  
工事一時中止期間中の費用の増額

6 契約工期

平成28年6月27日から平成30年3月31日まで(変更なし)

7 今後の予定

現時点で5か月程度の工期延期を見込んでおり、年度内の完了が見込めないことから、事故繰越しの対応を予定している。

また、平成30年2月議会で、この工期延期に伴う鋼材等のリース料の増額および地下埋設物等の不確定要素の対応が必要となった場合の増額変更を見込んでいる。

さらに、平成30年度には賃金又は物価の変動に伴うインフレスライドによる増額変更も見込んでいる。